○総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、令第一号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第四条第一項に規定する基本計画等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

総務大臣　石田　真敏
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　根本　匠
農林水産大臣　吉川　貴盛
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第四条第一項に規定する基本計画等に関する省令の一部を改正する省令

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第四条第一項に規定する基本計画等に関する省令（平成十九年総務省、厚生労働省、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、令第一号）の一部を次のように改正する。

様式第一中「平成　年　月　日」を「　年　月　日」に、「平成　年度」を「　年度」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第二及び様式第三中「平成　年　月　日」を「　年　月　日」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

○総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、令第一号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十七条に規定する承認地域経済牽引事業に関する省令及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十九条に規定する承認連携支援事業に関する省令の一部を改正する省令

令和元年六月二十八日

総務大臣　石田　真敏
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　根本　匠
農林水産大臣　吉川　貴盛
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　原田　義昭

（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十七条に規定する承認地域経済牽引事業に関する省令の一部改正）

第一条　地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十七条に規定する承認地域経済牽引事業に関する省令（平成二十九年総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、令第一号）の一部を次のように改正する。

様式第一中「平成　年　月　日」を「　年　月　日」に、「平成　年度」を「　年度」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第二中「平成　年　月　日」を「　年　月　日」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第三中「平成　年度」を「　年度」に、「平成　年　月　日」を「　年　月　日」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第四から様式第六までの様式、様式第八及び様式第九中「平成　年　月　日」を「　年　月　日」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十九条に規定する承認連携支援事業に関する省令の一部改正）

第二条　地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十九条に規定する承認連携支援事業に関する省令（平成二十九年総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、令第二号）の一部を次のように改正する。

様式第一及び様式第二中「平成　年　月　日」を「　年　月　日」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第三中「平成　年度」を「　年度」に、「平成　年　月　日」を「　年　月　日」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。